

経済憲法としての独占禁止法の学び

濱 田 盛 一

1. はじめに
2. 市場経済の仕組み
3. 市場経済と法
4. 現代における市場経済の変容
5. 独占禁止法の目的
6. 独占禁止法の体系
7. 独占禁止法をめぐる最近の動き

1. はじめに

現在、注目されている法分野として、経済法の憲法といわれる独占禁止法（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」）がある。

市場経済主義の下では、企業を中心とする事業者の経済活動の公正で自由な競争メカニズムが有効に機能することが前提である。

なぜ今日、独占禁止法が注目されるのであろうか。

以下、上記の1. から6. までについて、平易かつコンパクトに言及されている金井教授の見解¹⁾を紹介し、あわせて7. について少し述べ本稿の責をふさぐこととする。

2．市場経済の仕組み

どのような社会でも、その社会を構成する人々の生活が維持され、社会が存続していくためには、人々が生きていくのに必要なモノやサービスを生産しなければならない。誰が、何を、どれだけ生産したらよいのだろうか。この経済問題（資源配分の問題）の解決方法を大別すると、計画経済による方法と市場経済による方法とがある。計画経済は、だれが、何を、どれだけ生産するかという問題を、「人間が」意識的に決定する仕組みである。実際には、中央集権政府が、何がどれだけ必要とされるかを計算し、それに見合うように生産活動を振り分けることによって行われる。これに対して、今日、わが国を含めて多くの国々は、市場経済の仕組みによって経済問題を解決している。

市場経済の下では、誰が、何を、どれだけ生産するかが、価格メカニズムの働きによって決定されている。すなわち、多くの人々が欲し、需要が大きい商品の価格は、上昇し、その反対に需要が小さい商品の価格は下落する。商品の価格の上がり下がりが、当該商品の社会における必要性を反映している。値上がりしている商品をつくれれば売れるから、生産者は、そのような商品の生産を増やす。逆に、値下がりしている商品の生産を減らす。このように、商品の価格、当該商品の社会における必要度が反映され、生産者は、価格の動きをみて、何を、どれだけつくったらよいかを決定する。この価格メカニズムによる資源の配分は、必要とされるモノが、それを必要としている人々に「ムダなく」ゆきわたるという意味で「効率的」である。また、市場経済主義における価格メカニズムは、経済問題の解決を、市場という「非人格的な (impersonal)」過程を通して行っている点に、計画経済と異なる大きな特徴がある。

3．市場経済と法

市場経済の下では、生産されたモノは、市場において商品として取引される。市場経済の中枢神経である価格メカニズムが、有効に機能するためには、市場における取引に関する一定の枠組み＝制度が必要である。第1に、市場において取引される商品が、誰に帰属しているかが明確になっていなければならない（所有権制度）。この必要性は、有体財産だけでなく発明などの知的財産についても同様である。第2に、市場において取引を行う者間の関係が、支配・服従の権力的要素を伴うものであってはならない（独立した人格者間における権利・義務の形成）。第3に、取引の当事者に、取引の自由が保障されているのでなければならない（契約の自由）。これらの制度は、民法を中心とする近代私法によってととのえられている。また、契約の自由を保障するために、市場への国家の介入を排除する必要がある（基本的人権としての経済的自由権の保障）。

市場において取引の当事者は、誰と取引するか、どのような条件で取引するかを、自由に決めることができる。買手は、同じ商品を買うなら、少しでも安い売手から買おうとする。特定の売手と取引条件について交渉して折り合いがつかなければ、その売手と取引するのをやめて、別の売手に乗り換えるであろう。このように市場における取引の自由は、売手相互の間に競い合いを促し、その競い合いが当該市場で取引される商品の価格を決定する。そのようにして決定された価格が、先に説明したように、その商品に対する社会の必要度を反映しているのである。

4．現代における市場経済の変容

世界の歴史を振り返ってみると、1800年代の半ば以降、主に米国、ドイツ及

び日本などの国々において、カルテル・トラスト等による競争制限の発生が、農民・中小企業者・一般消費者等の利益を侵害したことから社会問題となった（「独占問題」の発生）。競争制限＝独占の問題に対して、米国はいち早く反トラスト法（シャーマン法）を制定してカルテル等の競争制限行為を法律によって禁止した。これに対してドイツ及び日本においては、第2次大戦後まで、カルテル等の独占を容認・助長する政策がとられた。

現代における経済問題（資源配分問題）は、日本を含む多くの国々では、基本的に市場経済の仕組みによって解決されている。今まで、計画経済を採用していた国々でも市場経済を導入する国が増えてきている。他方、現代においては、さまざまな形で国家が公共サービス（電気・ガス・郵便等）の提供に関する規制、商品の安全性の確保や商品に関する情報開示のための規制、消費者に対する不公正な取引の規制などを行っている。わが国においては、昭和20年代後半から昭和30年代前半にかけて、産業の保護・育成などを目的として、政府による経済的規制が設けられ、実施されてきたが、近年、漸次、撤廃・縮小されるに至っている。

5．独占禁止法の目的

独占禁止法は、1条において、この法律がどのような目的を達成しようとしているかについて定めている。1条の規定は3つの部分からなっている。すなわち、

- (1) 「私的独占、不当に取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して…」、
- (2) 「公正かつ自由な競争を促進し…」、以て
- (3) 「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする」と。

独占禁止法に固有の目的は、(2)の公正かつ自由な競争の促進にある。独占禁

止法は、競争を維持・促進することを目的としいることから「競争（維持）法」と呼ばれることもある。

公正かつ自由な競争とは何を指すのかについては、ここでは省略するが、競争を維持・促進することが、私たちの生活にとってなぜ望ましいかを述べたのが、(3)の「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」である。この文言の意義についてはさまざまな理解が可能であるが、競争の維持・促進は、1つの特定の目的を達成するのではなく、現代社会における多様な価値・目的を実現している。それらの価値・目的を経済学的視点と政治学・法学的観点から、以下のように理解しておこう。

経済学では、市場経済の利点として、①資源の効率的配分（社会に必要なモノが必要なだけ生産され、必要としている人に分けられること）、②生産効率（モノを既存の技術の下で最小のコストで生産すること）、③技術の進歩（新製品の開発・新製法の開発）などがあげられる。他方、公正かつ自由な競争秩序を維持することは、人々の自由・平等を「実質的に」保障し、民主的な秩序を維持するという役割を果たしている。経済的自由は、カルテル等、競争制限行為を行う自由を含んでいる。しかし、カルテルは、他の事業者や消費者の取引の自由を制限するだけでなく、競争の自由を制限するものである。独占禁止法は、「カルテルの禁止＝カルテル締結の自由の制限」によって、他の事業者や消費者の質的自由を確保しようとするものである。

6．独占禁止法の体系

公正かつ自由な競争の維持・促進は、どのようにして達成されるのであろうか。独占禁止法は、この固有の目的を「私的独占、不当な取引制限および不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止」することによって実現しようとするものである。独占禁止法の中心となる規定は、公正かつ自由な競争を制限・阻害する行為を類型化し、それら違反行為に一定のサンクション

を課すことを定めている。換言すれば、独占禁止法は「禁止の体系」として構成され、これらの禁止にふれないかぎり、事業者の自由な活動を尊重しようとするものである。

独占禁止法の諸規定は、大きく実体規定（権利義務の発生、変更、消滅の要件等を定めるもの）と手続規定（実体規定の運用の具体的手続・方法等を定めるもの）によって構成されている。

なお、法律の規定の抽象性の故に、国家行政組織法3条による独立の行政委員会であり独占禁止法の執行機関である公正取引委員会は、事業者等の活動の適法・違法の予見可能性に資するものとして「不公正な取引方法」等の告示その他有権解釈例規としての多数のガイドラインを作成・公開している。

7．独占禁止法をめぐる最近の動き

現在、法曹人口の養成を目指して、2004年の開校に向け法科大学院の設置の動きが活発化しているが、新司法試験の選択科目として独占禁止法（経済法）の導入の必要性が提言²⁾されている。

それは、従来、わが国法曹界において、独占禁止法の基本的な法原理を適切に理解する者が少なく、それがわが国のビジネスローの限界になっており、適切な助言が得られず、新たなビジネスモデルの展開を断念するなど、いたずらに硬直的な対応を余儀なくされた企業が多かったのではないかと疑問を呈するとともに、その一方で、一般消費者や不当な手段で排除された事業者の権利は、擁護されずにきたのではないかと指摘。独占禁止法に通じた人材の不足が、一方では企業活動を不必要に萎縮させ、他方では規制されるべき不当な行為を放置するという不都合生み出したとしたうえ、規制緩和・改革の進展とともに、独占禁止法の機能に依存する度合いは高まっており、独占禁止法関係の人材不足は、企業にとっても、社会にとっても、いよいよ桎梏となると指摘。独占禁止法に基づく差止制度が新設されるなど、権利実現の手段が法的に拡張したに

もかかわらず、それに対応する人材が乏しく、十分に活用されていない現状は、かかる懸念を裏付けるものであるとしている。

なお、独占禁止法に関する概説書等は、多数存在するが、他の法分野と同様、独占禁止法も、近年、純粹持株会社の解禁を始めとして、毎年のように法改正が行われており、概説書等の改訂がずれ必ずしも最新の情報が反映されていないものもある。網羅的ではないが、参考文献を若干挙げておくこととする。³⁾

注

- 1) 金井貴嗣「独占禁止法（第二版）」（青林書院）（2000年）3頁以下、同「独占禁止法」（青林書院）（2002年）1頁以下。
- 2) 根岸 哲ほか「新司法試験選択科目としての独占禁止法（経済法）導入の必要性について」公正取引（621号）（2002年7月）62頁以下。
- 3) 根岸 哲ほか「独占禁止法概説」（有斐閣）（2000年）、村上正博「独占禁止法（第2版）」（弘文堂）（2001年）、実方謙二「独占禁止法」（有斐閣）（1998年）、松下満雄「経済法概説（第3版）」（東京大学出版会）（2002年）、白石忠志「独禁法講義（第2版）」（有斐閣）（2000年）、佐藤一雄ほか「テキスト独占禁止法（新訂版）」（青林書院）（2000年）、金井貴嗣ほか「経済法」（有斐閣）（2000年）、岸井大太郎ほか「経済法（第3版補訂）」（有斐閣）（2001年）、小林覚ほか「独占禁止法の法律相談」（青林書院）（2000年）、実方謙二ほか「教材解説独占禁止法」（弘文堂）（1996）、厚谷襄児ほか「独禁法審決・判例百選（第六版）」（有斐閣）（2002年）。